

議案第67号

逗子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

逗子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を次のように改正する。

平成28年12月2日提出

逗子市長 平井 竜一

逗子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

逗子市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年逗子市条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表第2に次のように加える。

10 市長	神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年神奈川県条例第9号）による支給に関する事務であって規則で定めるもの	(1) 地方税関係情報であって規則で定めるもの (2) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）による障害児入所支援若しくは措置（同法第27条第1項第3号の措置をいう。）に関する情報であって規則で定めるもの (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
-------	---	---

		<p>(4) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者に関する情報であつて規則で定めるもの</p> <p>(5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当又は特別障害者手当に関する情報であつて規則で定めるもの</p>
--	--	---

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（提案理由）

平成29年4月に神奈川県在宅重度障害者等手当支給条例（昭和44年神奈川県条例第9号）に基づく手当の支給に関する認定申請書に個人番号を記載するに当たり、改正の要あるため提案する。